

ごかのお知らせ

No.588

役場の代表電話は☎(84)1111です

い お知らせ

第三者行為の届出をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、第三者(自分以外)の行為によって負傷したり病気になった場合でも、保険証を使って医療機関で診療を受けることができます。

本来は、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですので、町が治療費を立て替え、加害者にその治療費を請求します。

第三者の行為で負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、

五霞町役場まで速やかにご連絡ください。

○第三者行為とは

- ・交通事故
- ・自動車・自転車など
- ・自損事故
- ・けんか
- ・他人の犬に噛まれたなど

○仕事中的けがや病気の場合

仕事中的けがや病気には、原則として労災保険が適用されます。労働中の災害と認められる場合に保険証を使って受診すると、後に医療費の全額を返還する必要があります。保険証を使って治療を受ける場合は、必ず五霞町役場までご連絡ください。

※個人事業主など一部例外があります。

○注意事項

相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。内容により、第三者行為による治療費であっても、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

農ビ・農ポリ処分には事前契約が必要です

使わなくなった農業用ビニールおよびプラスチック(農ビ・農ポリ)を回収します。

なお、産業廃棄物となるため、運搬や処分は、事前契約が必要となります。

○受付日時

9月2日(月)～10日(火)
午前9時～午後4時
(役場閉庁日を除く)

○受付場所

役場2階 第2会議室

○料金

詳しい内容については、受付時に説明します。

○持参するもの

- ・印鑑
 - ・搬出予定量のメモ
 - ・農ビ○kg・農ポリ○kg等
 - ・農家負担金
- 1戸あたり1,000円
(別途、処分費を回収日当日に搬出量に応じて請求させていただきます)

○回収日時

10月8日(火)
午前9時～午後4時

○回収場所

五霞ライスセンター敷地内

※回収場所までは、各自で搬入となります。

○収集・運搬契約について

廃棄物処理法(第12条第1項)により、農家のみなさまと運搬事業者との契約が必要になります。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

ご協力ありがとうございました

五霞町消防協会のご協力により、消防団の活動支援として821,500円の協力が集まりました。支援にご賛同くださいました町民のみなさんには、厚くお礼申し上げます。

集められた協力金は、消防団の活動資金の一部に役立たせていただきます。

消防団は、地域の安心・安全のために、昼夜を問わず活動しています。町民のみなさんには、これからも、温かい応援とご支援をお願いいたします。

○お問い合わせ

生活安全課 防災G
☎(84)3618 (直通)

マムシにご注意ください

マムシは全国的に分布し、春から秋に多く見られます。体長が45cm～60cmで胴が太く、尾が短く、頭は三角型のものが多く、体色は淡褐色で背中に銭型の楕円形の斑紋があるのが特徴です。

○マムシを見かけたら

マムシを発見した場合はそっと離れ、絶対に近づいたり触ったりしないでください。

○マムシに咬まれた場合

マムシに咬まれたら、慌てず安静にし、速やかに医療機関を受診、もしくは必要に応じて消防署(119番)に通報し、救急車を呼び医療機関で手当を受けてください。

※マムシに咬まれた場合の症状
・激しい痛みや、腫れ、出血、皮下出血、発熱、寒気

○マムシ血清備蓄医療機関

- ・茨城西南医療センター病院
☎(87)8111
- ・芝田クリニック
☎(84)3881

・馬場医院

☎(84)3721

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G
☎(84)3618 (直通)